**軽費老人ホーム変更届**

■届出について

・変更日から１ヵ月以内に届け出てください。

・変更届については、事前に連絡の上、郵送又は持参して下さい。

（連絡先：東大阪市福祉部　指導監査室法人・高齢者施設課　電話06-4309-3315）

・下表に必要書類等を記載していますが、内容によっては、別に必要となる書類が変更や追加される場合があります。・変更日から1ヵ月以上遅延して届出する場合は、遅延理由書（法人理事長名で）を提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更事項 | 変更内容 | 必　要　書　類 | 備　考 |
| 施設の名称及び種類 | 施設の名称が変更となった場合 | ①変更届出書 ②法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等（原本又は写し） |  |
| 理事長（設置者）の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 | 運営法人理事長が変更となったり、理事長の住所が変更となった場合 | ①変更届出書　②経歴書  ③法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等（原本又は写し）  ※変更内容によりその他追加資料を求める場合があります。  ④誓約書（法人理事長が変更となった場合に限る。） | ・住所のみの変更の場合は、左記②、③に替えて、新住所が確認できる書類（住民票の写し等）の提出が必要です。 |
| 条例、定款その他の基本約款 | 定款を変更した場合 | ①変更届出書　②定款（新）  ③定款新旧対照表 ④法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等（原本又は写し） |  |
| 建物その他の設備の規模及び構造 | 建物・その他の用途を変更した場合 | ①変更届出書  ②平面図（全ての階、変更前・変更後）  ※変更内容によりその他追加資料を求める場合があります。 | ・法人・高齢者施設課への事前相談が必要です。 |
| 施設の管理者の氏名及び住所 | 管理者が変更となったり、管理者の住所が変更となったりした場合 | ①変更届出書 ②新管理者の任命を行った理事会の議事録の写し ③経歴書（同一敷地内に併設する事業所の管理者を兼務する場合は備考欄にその事業所名を記載） ④軽費老人ホームの施設長資格にかかる証明書類（施設長資格講習修了証、社会福祉主事任用資格取得を証する書類等）の写し | ・住所のみの変更の場合は、左記②～④に替えて、新住所が確認できる書類（住民票の写し等）の提出が必要です。 |